

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第六号中「第一号又は第二号の卒業生」を「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者」に、「学校教育法」を「同法」に、「終了した」を「修了した」に、「の卒業生に」を「に規定する学校を卒業した者に」に改める。

第四条第一項第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第六号中「第一号又は第二号の卒業生」を「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者」に、「学校教育法」を「同法」に、「終了した」を「修了した」に、「の卒業生に」を「に規定する学校を卒業した者に」に改め、同項第九号中「後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第十号中「後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「第一号に規定する学校の卒業生」を「第

一号に規定する学校を卒業した者」に、「第三号に規定する学校の卒業者」を「第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に、「第四号に規定する学校の卒業者」を「第四号に規定する学校を卒業した者」に改め、同項第十一号中「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に改める。

（岐阜県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十三条第二項第一号及び第五十九条第一号において同じ。）」を加える。

第五十三条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号イ中「者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第五十九条第九号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第九十九条第三号中「者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第十九項中「（昭和二十四年法律第四百七十七号）」を削る。

（岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

第十条第九号中「該当する学位」の下に「及び学校教育法第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）」を加える。

（岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正）

第四条 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年岐阜県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

（岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第五条 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十四年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、県営水道用水供給事業における布設工事監督者等の資格要件に専門職大学に関する要件を加えるため、この条例を定めようとする。